

## **【事案Ⅱ-18】自然災害共済金請求**

・ 平成 26 年 3 月 19 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

積立型火災共済に加入している建物に台風損害が生じ共済金請求したが、共済団体が当該損害は過去の台風損害放置による被害拡大と判断し、自然災害共済金の支払額を少額しか認めないことを不服とする申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

共済団体は、自然災害共済金 180 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 亡き父の積立型火災共済契約を引き継いだ際、共済団体から契約内容等の説明はなく、証書上にも自然災害の文字がなかったため、申立人は、平成 23 年の満期手続時まで自然災害が保障範囲であることを知らなかった。
- (2) 平成 23 年満期手続時に、台風損害について請求したが、平成 16 年の台風損害放置による被害拡大と判断され、修理見積もり 180 万円のところ、12 万円しか認められず、納得できない。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は棄却する、との判断を求める。

- (1) 鑑定の結果、申立人提出の修理見積書のうち、内部改修工事に関しては老朽化が著しく、以前からの雨漏りも顕著なため認定外とし、屋根は仮設足場を容認し、本件により損傷した屋根瓦の手直し費用のみ容認し、認定復旧費 25 万円となり、損害額 20 万円以上かつ損害割合が 5 %未満であることから 50%を乗じた 12.5 万円が自然災害共済金額となる。
- (2) 本件共済契約の約款・事業規約には、「共済の目的について火災等もしくは自然災害が生じたとき（中略）は、損害の防止および軽減につとめなければならない」と損害防止義務が契約者に課せられている。当該建物は以前からの雨漏り被害の拡大と老朽化のため修理に 180 万円もの費用が見積もられる状況になっていることから、鑑定書どおりの損害額の認定および自然災害共済金の支払いを主張する。

### **<裁定の概要>**

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「共済団体は、申立人に対し自然災害共済金 12.5 万円を支払え。」および「申出人のその余の請求は認めることができない。」との裁定をし、裁定手続きを終了した。

本件の争点は、①共済団体は、申立人による本件共済契約の承継時に、申立

人に対し当該事実を説明すべき義務を負っていたか(争点1)、②共済団体は、平成16年台風によって本件建物に生じた損害についても、本件共済契約に基づく自然災害共済金の支払義務を負うか(争点2)、及び③本件共済契約に基づき共済団体らが申立人に対し支払うべき自然災害共済金の金額はいくらか(争点3)であり、審議会は、次のとおり判断する。

(1) 争点1について

申立人は、亡父から本件共済契約による権利義務を包括承継した者として、亡父が共済団体から交付された書類によってその内容を承知すべき立場にあり、申立人が本件約款・事業規約等に接しなかったとしても、平成16年より前から申立人に毎年送付されていた共済掛金払込案内書によって、本件共済契約の存在及び同契約の保障対象として自然災害も含まれることを認識することができたというべきである。

(2) 争点2について

本件約款・事業規約には、損害防止義務の規定があり、平成16年台風によって本件建物が損傷した際には、申立人は、その損害の拡大を防止・軽減する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行せず当該損傷部分を放置したために、平成23年台風の後の同年8月に鑑定人が調査した際には、本件建物は「老朽化・腐食化が激しい状況」にあり、「以前の雨漏りによって白蟻被害が顕著で、既に本来建物として有している強度は持っていない状態」にまで至っていたため、平成16年台風による損害部分は認定されなかったのであり、共済団体は本件共済契約に基づく自然災害共済金を支払う義務を負わないというべきである。

(3) 争点3について

- ① 上記(1)、(2)の判断を踏まえると、共済団体らが申立人に対し本件共済契約に基づいて支払うべき自然災害共済金は、平成23年台風によって本件建物に生じた損害に限られることが明らかである。
- ② 鑑定人の鑑定結果によれば、平成23年台風によって本件建物に生じた損害の額は、屋根瓦の補修費用25万円であることが認められ、本件約款・事業規約によれば、自然災害共済金の額は、上記補修費用の金額の50%である12.5万円となることが認められる。
- ③ 申立人は、本件建物の屋根工事費用を180万円とする業者の見積書を提出し、同金額を自然災害共済金として支払うよう主張するが、同見積書は、平成23年台風による損傷部分の修理費用を見積もるものではなく、本件建物の現状を前提として、屋根全体の修理(解体工事、木工事及び瓦工事)のための費用を計上するものであることがうかがわれるから採用できない。そして、他に平成23年台風により本件建物について上記②の金額を超える損害が生じたことを認めるに足りる証拠はない。

以上のことから、共済団体らは、申立人に対し、本件共済契約に基づき、自然災害共済金として12.5万円を支払わなければならないが、同金額を上回る自然災害共済金の支払義務を負わないというべきである。